

第1次実施計画策定方針

1 策定の趣旨

千葉市基本計画（令和5年度～令和14年度）の効果的・計画的な推進を図るため、基本計画の施策体系に沿って具体的な取組みを示す、第1次実施計画を策定します。

本計画は、基本計画と地方創生の取組みとの一体的な推進を図るため、千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を兼ねるとともに、策定にあたっては、市長マニフェスト（令和3年度～令和6年度）の着実な実現に向け、関連する事業を位置付け、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

2 計画期間

計画期間は、令和5年度から7年度までの3か年とします。

3 策定の基本的な考え方

（1）計画の役割

基本計画のまちづくりを進める最初の実施計画として、人口の変化など長期的な展望を十分に踏まえつつ、本市の特性を活かした取組みを進め、10年後の「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」の実現に向けた第一歩を踏み出す役割を担います。

（2）策定の考え方

計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況や風水害・地震等の災害リスクなど、不透明かつ変化の激しい社会情勢を踏まえ、喫緊の課題への確に対応しながら、本市の地方創生を一層推進し、地域社会・地域経済の活性化を図るため、基本計画に掲げる「未来のまちづくりに向けた戦略的視点」を踏まえた取組みを積極的に位置付けます。

また、効率的・効果的な行財政運営を図るため、緊急性や必要性はもとより、将来を見据えたまちづくりへの効果なども考慮し、総合的な観点から事業を選定します。

4 策定の視点

基本計画に掲げる、分野横断的かつ重点的に取り組むべき「未来のまちづくりに向けた戦略的視点」、及び多様な主体が連携する「まちづくりを進める力」を踏まえた、事業の立案・展開を図るため、策定にあたって重視すべき5つの視点を設定しました。

（1）100年先に引き継ぐ、持続可能なまちづくり

- ・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、民間投資やイノベーションの喚起、再生可能エネルギーの活用、市民・事業者等の行動変容促進など、脱炭素社会の

実現に向けた取組みを進めます。

- ・SDGsの達成に向け、市民・事業者等の行動変容を促進するとともに、環境・社会・経済の三側面が調和した取組みを多様な主体の連携のもとで取り組みます。
- ・災害に強いまちづくりとして、インフラやライフラインの強靱化・老朽化対策などを推進するとともに、多様な主体の連携による危機管理・防災体制の充実強化を図ります。

(2) ゆとりを生み・活かす 創造的なまちづくり

- ・充実した都市機能が生み出す利便性の高さ（＝時間のゆとり）と、身近な海辺や内陸部の自然（＝空間のゆとり）を最大限に活かし、市民生活の質的向上を図ります。
- ・市民一人ひとりが最適な暮らしを実感できるまちの基盤を創るため、事業の効果と効率性を最大化する観点からテクノロジー活用を進めます。活用にあたっては、スマートシティ推進ビジョン及び行政デジタル化推進指針の考え方、国家戦略特区制度の活用などにより、実証段階における技術の活用も含め、未来に向けた挑戦を進めます。
- ・創造的で活力ある、質の高い暮らしを支える環境を整えるため、不確実性の高い未来を力強く担う人材の育成を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の経験を踏まえつつ、他分野との連携も含めた文化芸術・スポーツの一層の充実を図ります。

(3) 世界とつながる 多様性を活かしたインクルーシブなまちづくり

- ・市民一人ひとりが多様性を認め合い、個性や能力を活かして活躍できる社会を実現するため、ソフト・ハード両面から取組みを進めます。
- ・「誰一人取り残さない」セーフティネットを構築するため、これまで進めてきた取組みの充実を図りつつ、既存制度の狭間にあるニーズを把握し、必要な支援・連携を行います。
- ・オリンピック・パラリンピックレガシーとしてボランティア文化の醸成やパラスポーツの推進に取り組むとともに、外国人も日本人もともに暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

(4) 都市機能の集積を活かした 地域経済・社会の活性化

- ・圏域経済の中心都市としての役割を果たすため、企業立地の促進や雇用の創出、国家戦略特区の活用、商業・観光機能の強化、農業の成長産業化などによる地域経済の活性化に取り組みます。
- ・本市の特性はもとより、房総の多彩な魅力を活かすとともに、コロナ禍を契機に普及した多様な働き方を踏まえ、圏域としての価値向上に向けた取組みを進めます。

(5) まちづくりを進める力を高める

- ・地域活動やボランティア、支え合いの活性化に向け、新たなプラットフォームの構築に向けて取り組むとともに、テクノロジー活用も含めた担い手の発掘・育成、団体間の連携・発信力の強化などに取り組みます。
- ・市民、団体、企業、大学等が社会課題の解決に主体的に取り組めるよう、各事業における参画機会の確保に努めるとともに、相互に連携できるための環境整備に取り組みます。

5 計画の枠組み

(1) 人口・世帯の見通し

(総人口)

(単位：人)

区 分	市全体	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区
令和4年	979,600	214,000	177,100	160,400	145,800	130,100	152,400
計 画 期 間	令和5年	978,100	214,700	176,300	160,000	144,600	152,300
	令和6年	976,500	215,500	175,600	159,500	143,500	152,200
	令和7年	974,900	216,300	174,900	159,100	142,400	152,100

(年齢3区分構成)

(単位：人)

区 分	15歳未満		15～64歳		65歳以上		
		構成比		構成比		構成比	
令和4年	109,300	11.2%	605,500	61.8%	264,800	27.0%	
計 画 期 間	令和5年	107,700	11.0%	604,800	61.8%	265,600	27.2%
	令和6年	106,100	10.9%	604,100	61.9%	266,300	27.3%
	令和7年	104,500	10.7%	603,400	61.9%	267,000	27.4%

(世帯数及び平均世帯人員)

(単位：人)

区 分	市全体	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区
世 帯 数	令和5年	457,000	112,300	82,000	76,000	64,800	69,700
	令和6年	458,200	113,000	81,900	76,300	64,500	70,100
	令和7年	459,400	113,700	81,900	76,500	64,200	70,400
平 均 世 帯 人 員	令和5年	2.14	1.91	2.15	2.11	2.23	2.19
	令和6年	2.13	1.91	2.14	2.09	2.22	2.17
	令和7年	2.12	1.90	2.14	2.08	2.22	2.16

(2) 財政の見通し

国の経済見通しや本市財政の状況などを考慮し、計画事業費の前提となる「今後の財政の見通し」（「千葉市中期財政運営方針」と併せ令和4年3月策定）における財政収支を踏まえ、期間内の事業費を示します。

6 計画事業

(1) 施策体系

計画事業は、基本計画に基づく施策の体系に沿って、位置付けます。（別紙）

(2) 事業選定

計画事業は、基本計画に掲げる「未来のまちづくりに向けた戦略的視点」への貢献度が高く、本市まち・ひと・しごと創生の推進に資する事業や、市長マニフェスト（令和3年度～令和6年度）の関連事業などを含め、次の新規・拡充事業を中心とし、中期的な財政フレームとの調整の上、事業を選定します。

また、併せて新基本計画からの継続事業、目指すべき区の姿に示す「実現に向けた取組みの方向性」に貢献する事業も勘案しながら、計画事業を位置付けます。

①事業の緊急性、有効性、効率性などから必要性が高く、計画事業費を計上する事業。なお、新たな取組みによる将来的な財政負担を明確とするため、施設整備後の管理運営経費や制度改正等により必要となる扶助費など拡充経費も、計画事業の事業費とします。

②①と同様に、事業の必要性は高いが、経常的な事業、または市以外が実施主体で、市の財政負担を伴わない事業など、計画事業費を計上しない事業。なお、事業の成果を重視した計画づくりを行うため、①と同様に、進行管理の対象とします。

(3) 市民意見の聴取等

公募市民を含む千葉市新基本計画審議会において意見聴取し、計画策定にあたって活用します。また、計画策定の各段階で、市議会などからの意見聴取をはじめ、市民意見募集、パブリックコメント手続を行います。

7 進行管理

適切な進行管理を行うとともに取組みの効果を高めるため、計画事業について、各年度の予算・決算時に現状値を把握し、データに基づく進捗状況の検証を行い、社会変化等にも柔軟に対応しながら、取組みの改善を図ります。

また、進捗状況について、千葉市新基本計画審議会地方創生部会へ報告するとともに、市ホームページ等に公表します。

8 策定スケジュール

時期	庁内	審議会	市民	議会	
令和3年度 3月	・策定方針決定				
令和4年度 4月	・計画事業調査				
6月	・財源枠設定				
7月	・集計・ヒアリング				
10月	・計画事業案作成	・実施計画事業案について (意見交換)	・市民意見募集	・意見聴取	
10月	・計画事業案決定				
11月					
12月					
1月	・令和5年度当初予算案との調整				
2月	・計画案決定				
					・パブリックコメント手続
3月	・計画策定				
	・公表				

施策体系

分野1 環境・自然

気候変動に対応し、豊かな自然と共生する持続可能なまちを実現します

政策1：脱炭素化を推進し、持続可能な社会を創る

政策2：緑と水辺を身近に感じ、愛着の持てる環境を創る

分野2 安全・安心

災害など様々なリスクに対応し、安全・安心に暮らせるまちを実現します

政策1：災害に強いまちの基盤を整備する

政策2：多様な主体の連携による防災力を高める

政策3：消防・救急体制を充実・強化する

政策4：安全・安心な市民生活を守る

分野3 健康・福祉

みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちを実現します

政策1：健やかに暮らせる社会を創る

政策2：高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る

政策3：障害のある人もない人も、自分らしく生活できる共生社会を創る

政策4：住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる

分野4 子ども・教育

夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子どもたちが育つまちを実現します

政策1：子どもを産み・育てやすい環境を創る

政策2：自ら未来を切り拓いていくことができる子どもを育成する

分野5 地域社会

多様性を力に、みんなでまちづくりを進める地域社会を実現します

政策1：誰もが個性を活かし活躍できる環境を創る

政策2：多様な主体の連携によるまちづくりを進める

分野6 文化芸術・スポーツ

市民の文化芸術・スポーツ活動が広がる、創造性豊かなまちを実現します

政策1：文化芸術が生まれ、広がる環境を創る

政策2：スポーツに親しむ環境を創る

分野7 都市・交通

市民の快適な暮らしと活発な交流を支える、魅力と愛着が感じられる都市を実現します

政策1：持続可能で魅力あるまちづくりを進める

政策2：都市の力を底上げするネットワークを整備する

政策3：まちの発展にテクノロジーを活かす

政策4：暮らしを支える基盤を創る

分野8 地域経済

地域経済を支える産業や人材が育ち、新たな価値が生まれるまちを実現します

政策1：地域の産業を支え・育てる

政策2：観光の振興とMICEの推進によりまちの魅力を高める

政策3：農林業の持続的な発展を支える